

## 秋田県告示第60号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和4年2月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日  
令和4年2月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
鈴木設備T・L  
雄勝郡羽後町字西馬音内196番地2  
鈴木 進  
秋田県知事許可（般-28）第80077号
- 3 処分の内容  
管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
令和4年1月31日付けで管工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。